

兵庫県精神保健福祉士協会に入会
して、つながりを深めませんか？

一般社団法人 兵庫県精神保健福祉士協会 事務局

650-0027 神戸市中央区中町通3-1-8

ライオンズステーションプラザ507号

TEL/FAX 078-362-8920

office@hyogo-psw.org

<http://www.hyogo-psw.org/index.html>

お問合せは、メールかFAXでお願いいたします



一般社団法人
兵庫県精神保健福祉士協会

入会のご案内



精神保健福祉士の仕事は、

クライアント個人への支援はもちろん、社会的活動、法制度に基づく各種事業実施など、多岐に渡ります。そのため、解決困難な課題に悩むこともよくあります。そのような時、身近なところに、相談ができ、問題解決に力を貸してくれる仲間がいれば、どんなに心強いことでしょう。

一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会の会員は、

精神医療・保健・福祉・労働・教育・司法など様々な分野で、幅広い活動をしているメンバーで構成されています。仲間は、あなたの所属機関にいただけではありません。たくさんの心強い仲間との出会いが、当協会にはあります。ここでのかわりがあなた自身の力になり、当協会や兵庫県全体の精神保健福祉の発展を担う力になることでしょう。私たちは、あなたが兵庫県精神保健福祉士協会に入会されることによって多方面の方々につながり、更に活躍されることを願っています。

＜活動について＞

- 会員の研修および交流の促進…新人研修・フォローアップセミナー・災害対策研修・定期総会記念講演会など
- 定期的な通信の発行…「兵庫PSWの会ニュース」の発行、各種研修会案内や求人情報、精神保健に関する情報や動向を伝える「P-mail」配信
- 他団体との連絡および協力など…兵庫県委託事業（入院者訪問支援事業）、他府県精神保健福祉士協会・県内他ソーシャルワーカー団体との合同研修・イベント運営、各審査会委員派遣、電話相談員派遣など

＜会員資格＞

(1) 1号会員

公益社団法人日本精神保健福祉士協会構成員であって、県内に勤務先もしくは住所を有する者。

(2) 2号会員

1号会員に該当せず、県内に勤務先もしくは住所を有し、又はかつて有していた者のうち、次の各号に該当する者。

- ① 精神保健福祉士法第2条の規定に該当する精神保健福祉士。
- ② 県内の精神保健福祉関連機関等において、現に精神保健福祉業務に従事している者か、又はかつて従事していた者。
- ③ その他①、②に準じる者で理事会が適当と認めた者。

＜入会方法＞

当協会所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上、事務局へ郵送またはメール送信していただくと共に、年会費6000円を下記の手順で当協会の口座にお振込み下さい。

- ① 「一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会入会申込書」に必要事項を記入して下さい。（当協会ホームページからダウンロードして下さい。）
- ② 協会指定口座に初年度分年会費（6000円）を納入して下さい。（振込者名の前に「シンキ」と入力）
- ③ 入会申込書に振込年月日を記載の上、当協会事務局へ郵送またはメール送信して下さい。

お送りいただいた後、理事会の承認を得て会員となります。

※万が一、お申し込みの後、理事会にて入会が承認されなかった場合には、その旨を通知すると共に、速やかに納入いただいた会費を返還させていただきます。

＜年会費振込先＞

三井住友銀行 神戸駅前支店（店番号313）
普通 7709904
一般社団法人兵庫県精神保健福祉士協会
（イツパ ンジャダ ンホウジン トヨウゴ ケンセイシホカンフカシキヨウカイ）

＜Q & A＞

Q. 兵庫県精神保健福祉士協会と日本MHSW協会兵庫支部について

A. 兵庫県精神保健福祉士協会は、日本MHSW協会の兵庫県支部としても活動しています。日本MHSW協会に入会し、兵庫県で就職または兵庫県に在住であれば、自動的に兵庫県支部の会員となります。

Q. 日本MHSW協会の入会のメリットについて

A. 学会や各種研修の参加ができるようになります。様々な全国レベルの研修を受けることができます。また機関誌や通信によって情報や知識を数多く得られます。

Q. 日本MHSW協会入会金の助成について

A. 2号会員の方が日本MHSW協会に入会しやすくなる様に、入会金の5,000円を全額助成する制度を設けています。日本MHSW協会に入会し、その年度の内に定められた様式の申請書で兵庫県精神保健福祉士協会事務局に申請すると、口座振り込みで5,000円のキャッシュバックを受けられます。